

1 訓練コースの名称						2 職業分類						
3 受講予定者数		人		4 訓練類型		基本型 <input type="checkbox"/> キャリアアップ型 <input type="checkbox"/>						
5 訓練の実施期間		初日	年	月	日	最終日	年	月	日	訓練の所要期間	月	日
6 総訓練時間数	A：訓練全体の実施時間数			B：座学等(OFF-JT)の実施時間数			C：実習(OJT)の実施時間数					
	時間 分			時間 分			時間 分					
	時間換算【時間】 少数第3位繰り上げ			時間換算【時間】 少数第3位繰り上げ			時間換算【時間】 少数第3位繰り上げ					
7 座学等(OFF-JT)を実施する教育訓練機関(類型は裏面2より選択)	名称			所在地	(電話番号 - - )		類型	アロ・イロ・ウロ				
	名称			所在地	(電話番号 - - )		類型	アロ・イロ・ウロ				
8 中高年齢者雇用型訓練の目標												
9 中高年齢者雇用型訓練を修了した場合における能力評価の方法(記入不要)		別添ジョブ・カード様式3-3-1-1：企業実習・OJT用による(当該評価シートを添付してください。)										
10 訓練指導を担当する者の職名及び氏名	職名				11 訓練指導責任者の職名及び氏名	職名						
	氏名					氏名						
12 評価を担当する者の職名及び氏名	職名				13 評価責任者の職名及び氏名	職名						
	氏名					氏名						
14 中高年齢者雇用型訓練の内容(記入不要)		別添添付書類のとおり(当該中高年齢者雇用型訓練に係る訓練内容が確認できる書類(訓練カリキュラム)を添付してください。)										
15 ジョブカードセンターへ次の書類の写しを送付する。 <input type="checkbox"/> はい (送付先 センター) <input type="checkbox"/> いいえ ・様式第1号(第1面)及び同(第2面) ・ジョブ・カード様式3-3-1-1：企業実習・OJT用 ・訓練カリキュラム ・ジョブ・カード様式1-1(キャリア・プランシート)、様式2(職務経歴シート)												

中高年齢者雇用型訓練実施計画の確認事項 (※窓口で手続する前に、必要事項を記入し、☑をつけてください。)

①訓練を実施する期間は、3ヶ月以上6ヶ月以下である。  
 訓練期間 (a) \_\_\_\_\_ ヶ月と (b) \_\_\_\_\_ 日

②訓練の総時間数は、訓練期間6ヶ月あたりで425時間以上である。  
 総訓練時間の中に、法令において事業主に対し実施が義務付けられている労働安全衛生法に基づく講習等を含んだ訓練計画の場合は、☑をつけてください。 ・OFF-JTに含む  ・OJTに含む  ・両方   
 ※下の計算により、(c)の時間数が、(c')の時間数を上回る必要があります。 (c) \_\_\_\_\_ 時間 ≥ (c') \_\_\_\_\_ 時間

総時間数	(c) _____ 時間 (= (d) + (e))		
	(OJT : (d) _____ 時間、	OFF-JT : (e) _____ 時間)	
上記①の訓練期間より	(a) _____ ヶ月 ÷ 6 × 425 =	(a') _____ 時間	} (a') + (b') の合計時間 = (c') _____ 時間
	(b) _____ 日 ÷ 182.5 × 425 =	(b') _____ 時間	

③OJT(実習)時間数の占める割合は、総時間数の1割以上9割以下である。  
 OJT (d) \_\_\_\_\_ 時間 ÷ 総時間数 (c) \_\_\_\_\_ 時間 × 100 = (f) \_\_\_\_\_ %

④ジョブ・カード様式3-3-1-1：企業実習・OJT用は、汎用性がある評価基準から引用されている。  
 ※ジョブ・カード様式3-3-1-1：企業実習・OJT用の「Ⅲ技能・技術に関する能力(2)専門的事項」の評価基準項目は、以下のいずれかが出所(複数採択可)となっている項目数が、全体の半数を超えて設定されている必要があります。  
 1) 「モデル評価シート」/厚生労働省・中央職業能力開発協会  
 2) 「職業能力評価基準」/厚生労働省・中央職業能力開発協会  
 3) 「日本版デュアルシステム訓練修了後の評価項目作成支援ツール」/ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
 4) 技能検定その他の公的資格制度(技能照査含む)における試験基準/ (試験等 : \_\_\_\_\_ )  
 5) 「実践キャリア・アップ戦略キャリア段位制度」/内閣府  
 6) 業界団体等が当該職種に関する分析を通じて作成した企業横断的な評価基準/ (団体名 : \_\_\_\_\_ )

⑤訓練受講予定者は、次のアからウまでのいずれにも該当する者である。  
 ア 45歳以上の者であること。  
 イ キャリアコンサルタント(国家資格取得者)またはジョブ・カード作成アドバイザー(※)からキャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成した者であること。  
 ウ 直近2年間に継続して正規雇用されたことがない者であること。  
 エ 次のaとbのいずれかに該当する者であること。  
 a 当該訓練を実施する事業主が、訓練開始日の2週間前の日から開始日までの間に、新たに雇い入れた者。  
 b 当該訓練を実施する事業主が既に雇用している短時間等労働者(次の(a)から(b)のいずれかに該当する者をいう。)であって、訓練開始日の2週間前の日から開始日までの間に、期間の定めのない雇用契約を締結する通常の労働者へ転換する者。  
 (a) 期間の定めのない雇用契約を締結している労働者であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて短く、かつ、30時間未満である者  
 (b) 期間の定めのある雇用契約を締結している者

※ジョブ・カード講習の受講等により、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング等を行う者として厚生労働省又は登録団体に登録された者をいう。

【記入上の留意事項】

1 2欄は、以下の表から該当する職業分類を記入して下さい。

A	管理的職業	D	販売の職業	G	農林漁業の職業	J	建設・採掘の職業
B	専門的・技術的職業	E	サービスの職業	H	生産工程の職業	K	運搬・清掃・包装等の職業
C	事務的職業	F	保安の職業	I	輸送・機械運転の職業		

2 4欄は、該当する訓練類型に☑をつけてください。なお、基本型とキャリアアップ型を併せて実施する場合は、基本型に☑をつけてください。

基本型	訓練開始日の2週間前の日から開始日までに、新たに雇い入れられた者に中高年齢者雇用型訓練を実施する場合。
キャリアアップ型	訓練開始日の2週間前の日から開始日までに、既に雇用している短時間等労働者等を期間の定めのない雇用契約を締結する通常の労働者に転換する者に中高年齢者雇用型訓練を実施する場合。

3 7欄の類型（以下のアからウまでのいずれかの類型を選択し、該当する項目に☑をつけてください。）

- ア 訓練実施事業主以外の設置する施設に依頼して行われる訓練（講師の派遣を含む）であり、次のaからdに掲げる施設に委託して行う事業外訓練又はeの事業内訓練
  - a 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業能力開発促進法第15の7第1項ただし書きに規定する職業訓練を行う施設
  - b 各種学校等（学校教育法第124条の専修学校若しくは同法第134条の各種学校、又はこれと同程度の水準の教育訓練を行うことができるものをいう。）
  - c その他職業に関する知識、技能若しくは技術を習得させ、又は向上させることを目的とする教育訓練を行う団体の設置する施設
  - d その他当該訓練に係る助成金の支給を受けようとする事業主以外の事業主又は事業主団体の設置する施設
  - e 外部講師の活用や社外の場所で行われる訓練であって、事業主が企画し主催したもの
- イ 事業内訓練又は事業外訓練として行われる認定職業訓練（職業能力開発促進法第24条に規定する認定職業訓練をいう。）
- ウ ア及びイ以外の事業内訓練であって、専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力（当該分野の職務に係る実務経験が通算して概ね10年以上）を有する者により実施される職業訓練
  - \*1 事業外訓練とは、事業主以外の者が企画し主催するものをいいます。
  - \*2 事業内訓練とは、事業主が企画し主催するものをいいます。
  - \*3 ウを選択する場合は、「専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者」であることが確認できる書類を添付してください。

【提出上の留意事項】

- 1 確認を受けた後に、本訓練計画届の内容を変更する場合には、「変更届」を提出してください。ただし、以下の①から②までのいずれかに該当する場合、変更届を提出する必要はありません。
    - ① 3欄の受講予定者数を減らす場合。
    - ② 4欄の訓練類型を変更する場合
  - 2 法令において事業主に対し実施が義務付けられている労働安全衛生法に基づく講習等は助成対象となりません。
  - 3 同一の対象労働者に対する中高年齢者雇用型訓練の支給申請回数は1回となります。
  - 4 公的な職業訓練終了後6ヶ月以内の者は中高年齢者雇用型訓練の対象者となりません。
- ※1 「中高年齢者雇用型訓練」とは、中高年齢者の人材確保・育成及び円滑な職場定着を図ることを目的に、OFF-JTとOJTを組み合わせて実施する職業訓練であって、労働局長が訓練基準に適合する旨の確認を行った職業訓練のことをいいます。
  - ※2 「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。
  - ※3 「OJT」とは、適格な指導者の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の取得に係る職業訓練のことをいいます。
  - ※4 労働者を新たに雇用して訓練を実施する場合は、募集を開始してから2か月程度余裕を持った方が求職者が集まりやすくなりますので、それらの期間を踏まえてこの届出を提出してください。